

雲仙天草国立公園雲仙地域における
県有施設への民間活力導入に関する
サウンディング型市場調査

サウンディング対象に関する
事前公表資料

目次

- 雲仙ネクスト100年上質化事業について
- 雲仙天草国立公園雲仙地域について
- 仁田峠エリアについて
- 田代原エリアについて
- 関係法令について

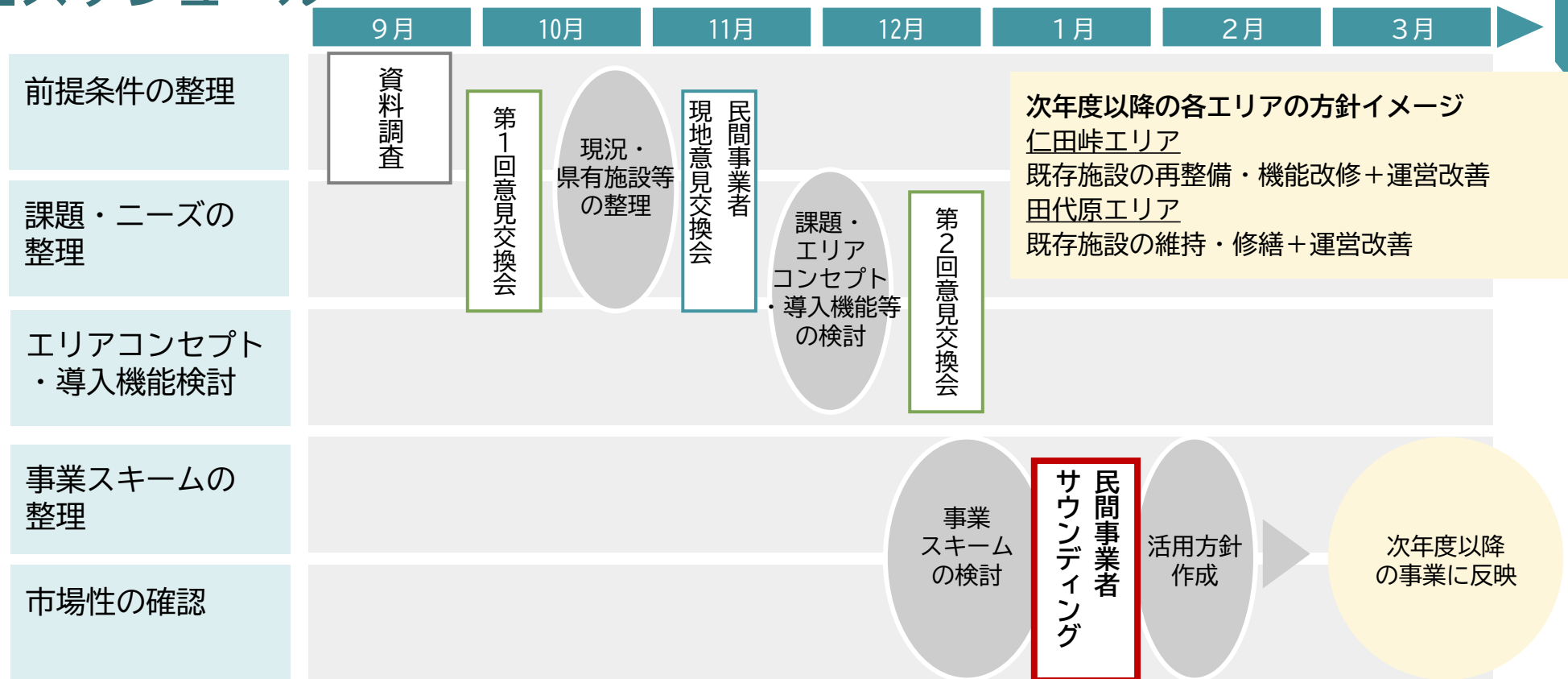


雲仙ネクスト100年上質化事業について

■事業の目的

- ・ 雲仙天草国立公園雲仙地域は令和6年で国立公園指定90周年を迎え、10年後には指定100周年を迎える
- ・ 雲仙地域の主要な利用拠点であり、インフォメーションセンター等を有する仁田峠エリアや、野営場やトレイルセンターを有する田代原エリアに立地する県有施設について、民間のアイデアや運営ノウハウの導入を検討
- ・ よりきめ細かいサービスを持続的に提供することで、上質な滞在環境を創出することを目指す

■スケジュール

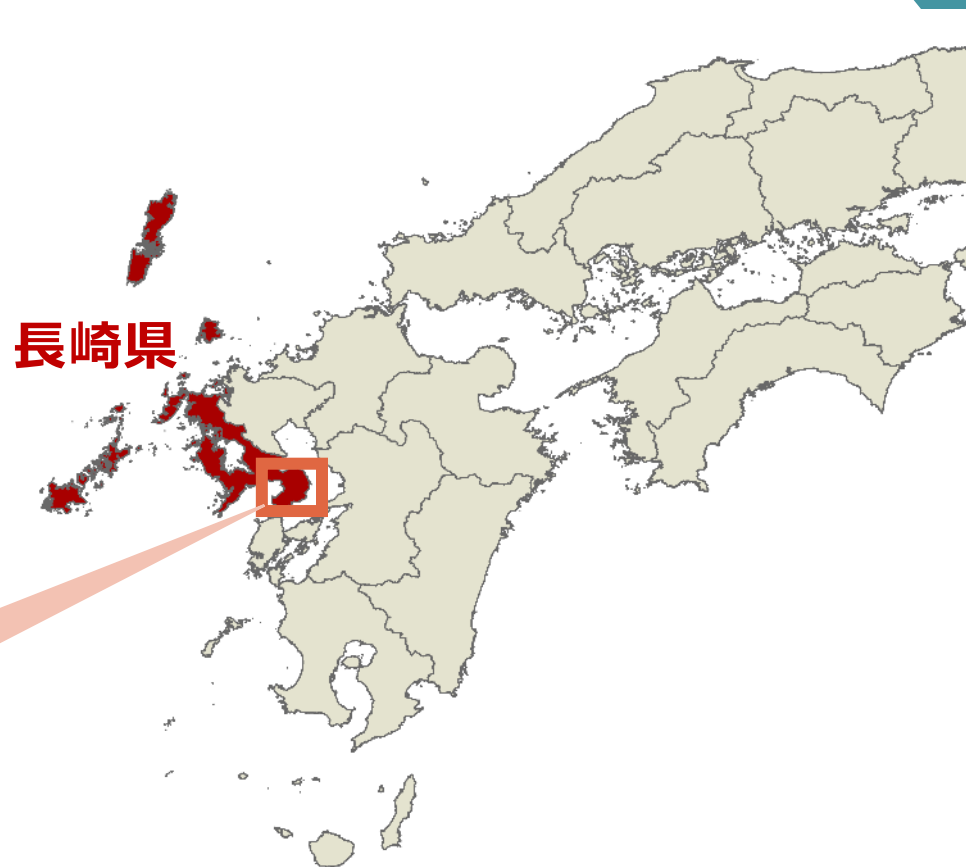
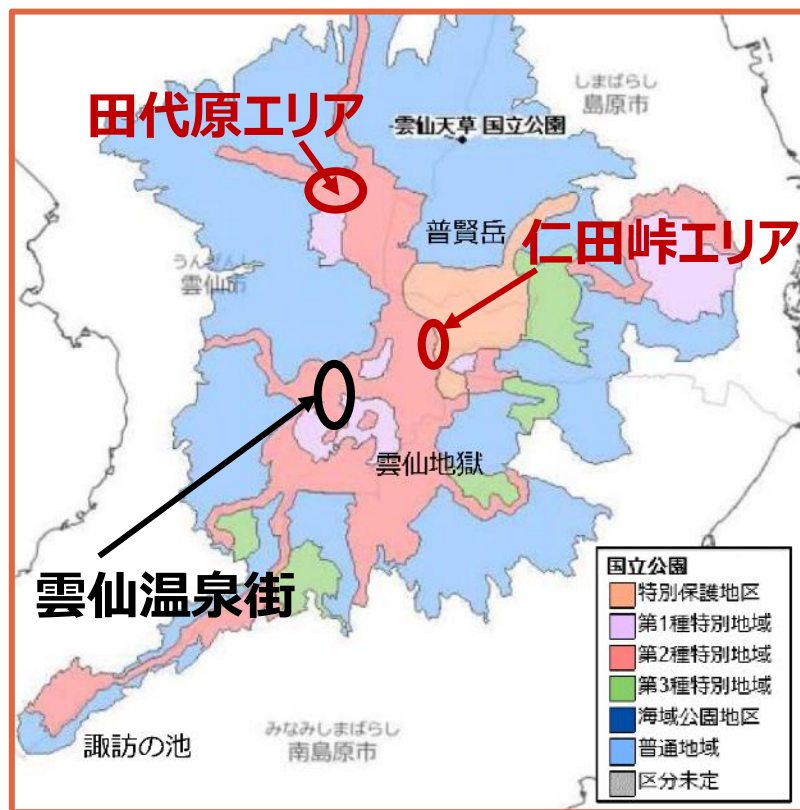


雲仙天草国立公園雲仙地域について

■概要

日本で最初に指定された国立公園であり、島原半島の中央部にそびえる普賢岳を中心に半島の3市にまたがって位置している。火山景観を特徴とした優れた自然とともに既存の観光地や農耕地の景観も取り込んだ、地域の生活や生産活動と共存するタイプの国立公園である。

雲仙天草国立公園雲仙地域



概要

出典：雲仙市HP・島原半島観光連盟HP



● 雲仙温泉街



● 雲仙地獄



● おしどりの池



● 雲仙ゴルフ場



● 仁田峠 (ミヤマキリシマ)



● 仁田峠 (紅葉)



● 仁田峠 (霧氷)



● 平成新山
(仁田峠第一展望所からの眺望)



● 仁田峠第二展望所
からの眺望



● 放牧地 (田代原)



● 田代原野営場

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■歴史

- ・峻険でありながら美しい自然が広がる雲仙は、大宝元（701）年に奈良時代の僧・行基によって拓かれたと言われており、以降、雲仙は山岳信仰の霊山として多くの僧が集まり、信仰の場として人々の生きる力をよみがえらせてきた。
- ・幕末にはシーボルトが自著「日本」の中で“UNZENTAKE”を紹介し、明治時代に入ると外国人の一大避暑地として賑わった。



出典：雲仙市観光戦略

- ・昭和9（1934）年には日本で最初の国立公園に指定され、日本中に「雲仙」の名が知れ渡った。
- ・雲仙地獄や世界一新しい山・平成新山、430万年前から今もなお火山活動が続く島原半島は、平成21（2009）年に、日本初となるユネスコ世界ジオパークに指定された。
- ・雲仙天草国立公園雲仙地域は、令和6（2024）年で国立公園指定90周年を迎え、10年後には指定100周年を迎える。

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■ アクセス

福岡（博多駅）から公共交通

博多駅 約90分 諫早駅 約90分 雲仙温泉
【JR特急・JR新幹線】 【バス】

福岡（博多駅）から車

博多駅 約150分 雲仙温泉
【車】

長崎空港から公共交通

長崎空港 約50分 諫早駅 約90分 雲仙温泉
【バス】 【バス】

長崎空港から車

長崎空港 約70分 雲仙温泉
【車】

長崎駅から公共交通

長崎駅 約10分 諫早駅 約90分 雲仙温泉
【JR新幹線】 【バス】

長崎駅 約30分 雲仙温泉
【JR長崎本線】

長崎駅 約90分 雲仙温泉
【特急バス】

長崎駅から車

長崎駅 約80分 雲仙温泉
【車】

熊本駅から公共交通（船）

熊本駅 約30分 熊本港 約30分 島原港 約40分 雲仙温泉
【バス】 【船】 【バス】

熊本（天草）から公共交通

鬼池港 約30分 口之津港 約110分 雲仙温泉
【船】 【バス】



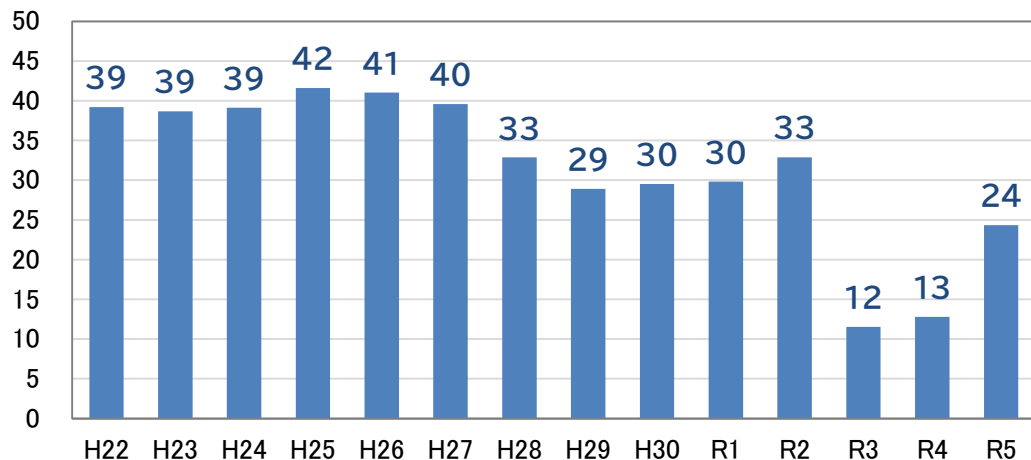
雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【雲仙温泉街の宿泊客数】

- ・ 宿泊客数はH27以降減少傾向。新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少後、回復傾向にある
- ・ 季節変動が大きく、行楽シーズン(11月)は最も宿泊客が少ない1月と比較すると約1.7倍の宿泊客数

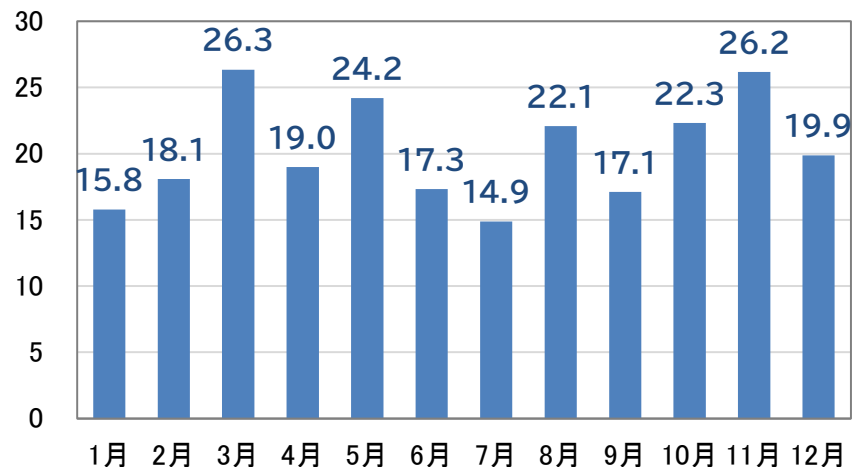
万人

雲仙温泉宿泊客数



千人

雲仙温泉宿泊客数(R5月別)

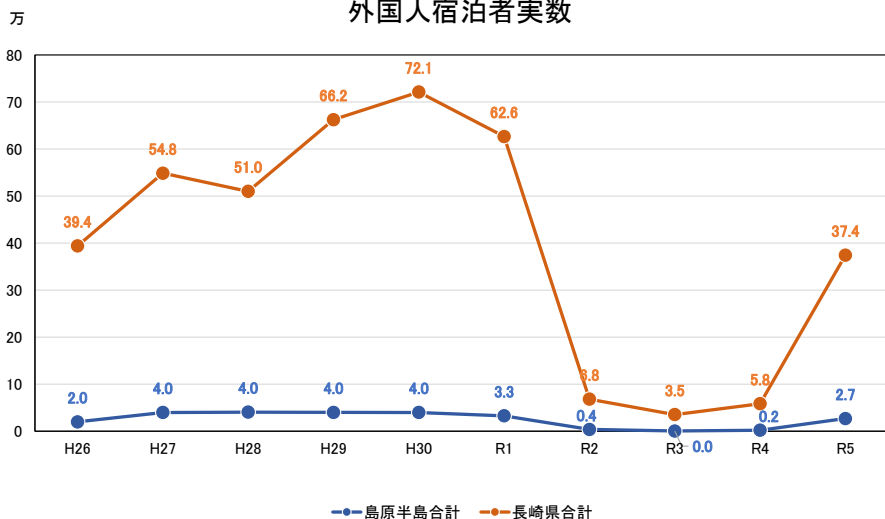


雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【外国人宿泊者】

- 長崎県の外国人宿泊者数は、H30年まで増加傾向で推移し、その後、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少したが、R5年は回復の兆しがみられる
- 島原半島の外国人宿泊者数は概ね4万人で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少し、R5は回復の兆しがみられる
- R5年の外国人宿泊者の国籍は、島原半島は韓国、香港、台湾、長崎県は韓国、台湾、アメリカが上位3位を占める

外国人宿泊者実数



		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
長崎県 宿泊者実数	中国	17,586	40,918	43,822	47,480	58,117	71,020	6,812	1,653	2,961	17,034
	台湾	107,843	133,035	96,952	103,726	97,706	86,276	7,720	135	1,734	52,385
	香港	20,843	27,401	24,059	25,480	27,314	52,118	5,113	191	1,898	27,714
	韓国	172,533	216,562	232,131	366,235	422,451	245,839	11,490	694	8,607	135,834
	シンガポール	6,556	7,968	5,619	5,441	7,680	7,651	517	52	989	8,564
	タイ	9,006	12,400	9,271	8,802	8,122	11,183	725	58	2,208	10,722
	アジアその他	5,197	10,837	12,244	12,525	13,435	22,119	7,938	2,127	3,441	10,683
	イギリス	2,398	3,330	3,603	3,033	4,019	6,485	530	316	570	3,457
	フランス	1,532	2,271	3,112	2,207	3,735	4,418	299	184	384	3,297
	ドイツ	-	-	-	-	5,687	5,922	348	100	416	4,271
	ヨーロッパその他	8,752	50,428	31,230	17,845	13,092	16,420	992	682	736	10,791
	アメリカ	16,217	18,800	25,314	30,389	28,791	37,703	17,440	21,923	22,553	34,655
	カナダ	1,101	1,673	1,902	1,745	2,476	3,022	224	54	320	2,288
	北アメリカその他	220	428	384	242	616	595	51	119	53	158
	南アメリカ	842	971	801	1,915	736	1,398	169	52	748	2,653
	オーストラリア	2,908	3,080	3,833	3,090	4,889	7,036	464	73	587	4,927
オセアニアその他	815	693	846	813	916	1,046	231	11	74	661	
その他の国・不明	19,475	17,618	14,791	31,299	21,242	46,108	7,048	6,731	10,097	43,958	
長崎県合計	393,824	548,413	509,914	662,267	721,024	626,359	68,111	35,155	58,376	374,052	

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
島原半島 宿泊者実数	中国	1,288	5,773	6,383	4,867	6,713	5,469	1,019	36	190	1,304
	台湾	4,680	7,076	5,231	4,362	3,054	2,665	372	9	114	1,809
	香港	959	2,448	3,137	2,516	3,350	5,125	796	0	397	3,875
	韓国	10,414	19,282	21,007	22,210	22,300	11,971	473	8	602	4,277
	シンガポール	684	1,165	786	927	642	732	75	23	122	776
	タイ	108	434	433	379	180	888	17	0	78	326
	アジアその他	371	338	1,018	672	652	1,744	359	107	171	206
	イギリス	72	133	141	150	152	307	74	14	20	193
	フランス	53	187	210	250	370	527	20	13	31	196
	ドイツ	-	-	-	-	309	414	8	27	35	183
	ヨーロッパその他	155	1,503	533	852	448	480	39	29	23	854
	アメリカ	421	588	682	518	615	565	140	75	79	554
	カナダ	104	92	175	169	201	247	9	1	28	147
	北アメリカその他	8	121	11	19	26	7	2	3	2	12
	南アメリカ	15	7	4	31	6	106	1	0	1	32
	オーストラリア	41	107	120	168	125	232	14	10	24	269
オセアニアその他	4	81	12	17	15	133	5	0	5	28	
その他の国・不明	397	319	605	1,753	551	953	143	24	62	11,738	
島原半島合計	19,774	39,654	40,488	39,860	39,709	32,565	3,566	379	1,984	26,779	

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】

※雲仙に訪れた観光客が対象のQRコードを活用したアンケート（1000サンプルを目安に毎年実施）

※今回の旅行で行ったところに「仁田峠」が含まれる回答者を対象に集計（2024年1月～11月）

- ・日帰り旅行客、宿泊旅行者ともに女性が多い傾向
- ・日帰り旅行客は20代～60代の方が訪れている
- ・宿泊旅行者は、50代、60代の割合が大きい傾向

■日帰り旅行客の属性

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
日帰り旅行客			
性別	男	2	22.2%
	女	7	<u>77.8%</u>
年代	10代	0	0.0%
	20代	1	11.1%
	30代	1	11.1%
	40代	2	22.2%
	50代	4	44.4%
	60代	1	11.1%
	70代以上	0	0.0%

■宿泊旅行者の属性

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
宿泊旅行者			
性別	男	79	46.7%
	女	89	<u>52.7%</u>
年代	10代	1	0.6%
	20代	5	3.0%
	30代	11	6.5%
	40代	32	18.9%
	50代	43	<u>25.4%</u>
	60代	64	<u>37.9%</u>
	70代以上	13	7.7%

(2024年1月～11月回答)

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】 ■日帰り旅行客の住まい

- ・日帰り旅行客は、長崎県内から訪れる方が突出して多い傾向
- ・宿泊旅行客は、福岡県の割合が最も大きく、この他、東京都や大阪府、兵庫県などの大都市も一定の割合を占める

■宿泊旅行客の住まい

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合	行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
日帰り旅行客				宿泊旅行客			
住まい				住まい			
	福島県	0	0.0%		福島県	1	0.6%
	群馬県	0	0.0%		群馬県	1	0.6%
	埼玉県	0	0.0%		埼玉県	2	1.2%
	千葉県	0	0.0%		千葉県	3	1.8%
	東京都	0	0.0%		東京都	15	8.9%
	神奈川県	0	0.0%		神奈川県	7	4.1%
	福井県	0	0.0%		福井県	1	0.6%
	山梨県	0	0.0%		山梨県	1	0.6%
	静岡県	0	0.0%		静岡県	1	0.6%
	愛知県	0	0.0%		愛知県	9	5.3%
	滋賀県	0	0.0%		滋賀県	4	2.4%
	大阪府	0	0.0%		大阪府	11	6.5%
	兵庫県	0	0.0%		兵庫県	10	5.9%
	奈良県	0	0.0%		奈良県	3	1.8%
	岡山県	0	0.0%		岡山県	2	1.2%
	広島県	0	0.0%		広島県	3	1.8%
	山口県	0	0.0%		山口県	1	0.6%
	愛媛県	0	0.0%		愛媛県	1	0.6%
	福岡県	2	22.2%		福岡県	50	29.6%
	佐賀県	0	0.0%		佐賀県	8	4.7%
	長崎県	7	77.8%		長崎県	16	9.5%
	熊本県	0	0.0%		熊本県	6	3.6%
	大分県	0	0.0%		大分県	4	2.4%
	宮崎県	0	0.0%		宮崎県	3	1.8%
	鹿児島県	0	0.0%		鹿児島県	4	2.4%
	沖縄県	0	0.0%		沖縄県	2	1.2%

(2024年1月～11月回答)

出典:雲仙観光アンケート(雲仙観光局)

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】 ■日帰り旅行客の訪問目的・訪問類型

■宿泊旅行客の訪問目的・訪問類型・宿泊数

- ・訪問目的は、観光（イベント含む）が最も多い
- ・日帰り旅行客、宿泊旅行客ともに、夫婦での旅行や家族旅行が多い傾向
- ・宿泊旅行客の宿泊数は1泊の割合が突出して多い

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合	行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
日帰り旅行客				宿泊旅行客			
訪問目的				訪問目的			
	観光（イベント含む）	6	66.7%		観光（イベント含む）	155	91.7%
	ビジネス・会議・営業など	1	11.1%		ビジネス・会議・営業など	4	2.4%
	結婚式・法事等	0	0.0%		結婚式・法事等	0	0.0%
	帰省	0	0.0%		帰省	2	1.2%
	ワーケーション	0	0.0%		ワーケーション	0	0.0%
	その他	2	22.2%		その他	8	4.7%
訪問類型（1つ選択）				訪問類型（1つ選択）			
	ひとり旅（観光）	1	11.1%		ひとり旅（観光）	7	4.1%
	ひとり旅（ビジネス）	0	0.0%		ひとり旅（ビジネス）	2	1.2%
	恋人との旅行	1	11.1%		恋人との旅行	3	1.8%
	夫婦2人での旅行	3	33.3%		夫婦2人での旅行	83	49.1%
	小学生以下のお子様との家族旅行	1	11.1%		小学生以下のお子様との家族旅行	12	7.1%
	中学生以上のお子様との家族旅行	0	0.0%		中学生以上のお子様との家族旅行	10	5.9%
	親御さんとの家族旅行	1	11.1%		親御さんとの家族旅行	21	12.4%
	その他家族旅行	0	0.0%		その他家族旅行	11	6.5%
	友人との旅行	1	11.1%		友人との旅行	15	8.9%
	職場やサークルなどのその他の団体旅行	1	11.1%		職場やサークルなどのその他の団体旅行	4	2.4%
	その他	0	0.0%		その他	1	0.6%
雲仙市での宿泊数				雲仙市での宿泊数			
	0泊	0	0.0%		0泊	3	1.8%
	1泊	0	0.0%		1泊	134	79.3%
	2泊	0	0.0%		2泊	25	14.8%
	3泊	0	0.0%		3泊	2	1.2%
	4泊	0	0.0%		4泊	2	1.2%
	5泊	0	0.0%		5泊	2	1.2%
	6泊	0	0.0%		6泊	1	0.6%
	7泊以上	0	0.0%		7泊以上	0	0.0%

(2024年1月～11月回答)

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】

- ・日帰り旅行者、宿泊旅行者ともに自家用車の割合が最も多い
- ・日帰り旅行者はレンタカーの利用がない一方、宿泊旅行者はレンタカーが約3割を占める
- ・日帰り旅行者は貸切バス、路線バス、新幹線、フェリー等の利用もみられる

■日帰り旅行者の交通手段

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
日帰り旅行者		9	-
交通手段 (複数回答可)	自家用車	8	88.9%
	レンタカー	0	0.0%
	飛行機（関東、関西など）	0	0.0%
	高速バス	0	0.0%
	貸切バス	1	11.1%
	路線バス	0	0.0%
	新幹線	0	0.0%
	J R（新幹線以外）	0	0.0%
	島原鉄道	0	0.0%
	フェリー・高速船	0	0.0%
タクシー・その他	0	0.0%	

■宿泊旅行者の交通手段

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
宿泊旅行者		169	-
交通手段 (複数回答可)	自家用車	107	63.3%
	レンタカー	52	30.8%
	飛行機（関東、関西など）	23	13.6%
	高速バス	0	0.0%
	貸切バス	5	3.0%
	路線バス	4	2.4%
	新幹線	5	3.0%
	J R（新幹線以外）	3	1.8%
	島原鉄道	1	0.6%
	フェリー・高速船	16	9.5%
タクシー・その他	2	1.2%	

(2024年1月～11月回答)

- ・宿泊旅行者の一人当たり宿泊費は約24,200円
- ・飲食費は日帰り旅行者、宿泊客旅行者ともに約4千円
- ・観光・体験・娯楽費は、5～6千円
- ・土産代・買い物費・その他は、約3～4千円

■一人当たり平均消費額

	一人当たり平均消費額	
	日帰り旅行者	宿泊旅行者
宿泊費	-	24,200
飲食費	4,300	4,400
観光・体験・娯楽費	4,900	5,700
土産代・買い物費・その他	4,100	3,200

(2024年1月～11月回答)

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】 ■日帰り旅行客の満足度

・日帰り旅行客、宿泊旅行客ともに食事、自然、景観・眺望の満足度が高い傾向にある

・土産・買い物、移動・交通の満足度はどちらでもないの回答が多く、上記と比較して満足度が低い

■宿泊旅行客の満足度

行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合	行ったところ	仁田峠が含まれる	回答数	割合
日帰り旅行客				宿泊旅行客			
		9	-			169	-
食事満足度	大変満足	2	22.2%	食事満足度	大変満足	74	43.8%
	満足	6	66.7%		満足	64	37.9%
	どちらでもない	1	11.1%		どちらでもない	23	13.6%
	不満	0	0.0%		不満	4	2.4%
	大変不満	0	0.0%		大変不満	1	0.6%
	あてはまるものはない・使っていない	0	0.0%		あてはまるものはない・使っていない	3	1.8%
自然満足度	大変満足	6	66.7%	自然満足度	大変満足	88	52.1%
	満足	2	22.2%		満足	64	37.9%
	どちらでもない	1	11.1%		どちらでもない	14	8.3%
	不満	0	0.0%		不満	1	0.6%
	大変不満	0	0.0%		大変不満	0	0.0%
	あてはまるものはない・使っていない	0	0.0%		あてはまるものはない・使っていない	2	1.2%
景観・眺望満足度	大変満足	6	66.7%	景観・眺望満足度	大変満足	84	49.7%
	満足	1	11.1%		満足	64	37.9%
	どちらでもない	2	22.2%		どちらでもない	17	10.1%
	不満	0	0.0%		不満	2	1.2%
	大変不満	0	0.0%		大変不満	1	0.6%
	あてはまるものはない・使っていない	0	0.0%		あてはまるものはない・使っていない	1	0.6%
土産・買い物満足度	大変満足	1	11.1%	土産・買い物満足度	大変満足	16	9.5%
	満足	6	66.7%		満足	79	46.7%
	どちらでもない	2	22.2%		どちらでもない	57	33.7%
	不満	0	0.0%		不満	7	4.1%
	大変不満	0	0.0%		大変不満	2	1.2%
	あてはまるものはない・使っていない	0	0.0%		あてはまるものはない・使っていない	8	4.7%
移動・交通満足度	大変満足	2	22.2%	移動・交通満足度	大変満足	30	17.8%
	満足	2	22.2%		満足	69	40.8%
	どちらでもない	5	55.6%		どちらでもない	54	32.0%
	不満	0	0.0%		不満	9	5.3%
	大変不満	0	0.0%		大変不満	3	1.8%
	あてはまるものはない・使っていない	0	0.0%		あてはまるものはない・使っていない	4	2.4%

(2024年1月～11月回答)

出典:雲仙観光アンケート(雲仙観光局)

雲仙天草国立公園雲仙地域について

■観光の状況【アンケート結果】

- ・ 雲仙温泉を訪れた観光客のうち、仁田峠を訪れたのは約3割
- ・ 仁田峠を訪れた観光客は、併せて雲仙温泉街、小浜温泉街、島原・南島原市を訪れる傾向

■雲仙温泉に行った旅行者の他の行先

雲仙温泉に行った人の他の行先	日帰り旅行者		宿泊旅行者	
小浜温泉街	12	41.4%	188	35.6%
仁田峠	8	27.6%	124	23.5%
雲仙市のその他地域（国見、瑞穂、	5	17.2%	61	11.6%
長崎市	1	3.4%	170	32.2%
佐世保市（ハウステンボス）	0	0.0%	31	5.9%
島原・南島原市	2	6.9%	194	36.7%
五島列島	1	3.4%	3	0.6%
その他長崎県内	0	0.0%	14	2.7%
福岡県・佐賀県	1	3.4%	76	14.4%
大分県	0	0.0%	25	4.7%
熊本県	1	3.4%	82	15.5%
その他（都・道・府・県）	0	0.0%	25	4.7%

(2024年1月～11月回答)

■仁田峠に行った旅行者の他の行先

仁田峠に行った人の他の行先	日帰り旅行者		宿泊旅行者	
小浜温泉街	5	55.6%	78	46.2%
雲仙温泉街	8	88.9%	124	73.4%
雲仙市のその他地域（国見、瑞穂、	2	22.2%	29	17.2%
長崎市	0	0.0%	48	28.4%
佐世保市（ハウステンボス）	0	0.0%	12	7.1%
島原・南島原市	0	0.0%	70	41.4%
五島列島	0	0.0%	2	1.2%
その他長崎県内	0	0.0%	4	2.4%
福岡県・佐賀県	0	0.0%	25	14.8%
大分県	0	0.0%	5	3.0%
熊本県	0	0.0%	23	13.6%
その他（都・道・府・県）	0	0.0%	6	3.6%

(2024年1月～11月回答)

仁田峠エリアについて

【概要】

雲仙地域随一の眺望を誇り、年間約30万人が訪れる最大の利用拠点の一つ

【アクセス】

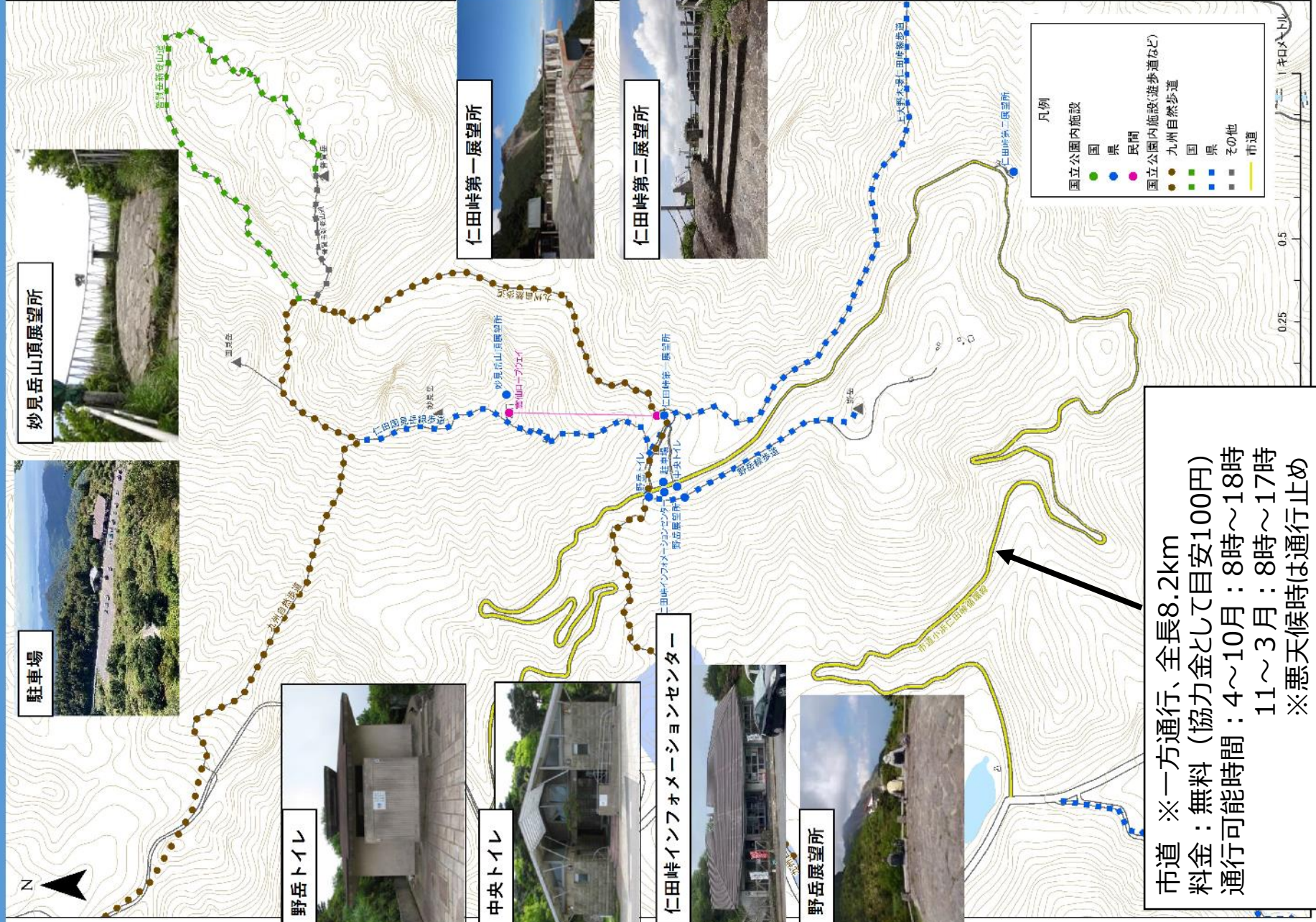
- ・雲仙温泉街から自家用車で15分。仁田峠まで行くための公共交通機関はない
- ・仁田峠に行くための市道小浜仁田峠循環線の通行時間は8～18時（11～3月までは17時）
- ・濃霧、悪天候時は通行止

【土地所有・法規制・インフラ等】

青網掛けは県有施設

名称	管理	土地所有	法規制 森林法【図上判定】	法規制 自然公園法【図上判定】	法規制 文化財保護法【図上判定】	インフラ				借地料（年間）
						上水道	下水道	電気	通信環境	
仁田峠インフォメーションセンター	県	国有林	国有林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	有償
仁田峠第一展望所	県	国有林	国有林	特別保護地区	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	
妙見岳山頂展望所	県	国有林	国有林・保安林	特別保護地区	特別名勝温泉岳	×	×	○	○	
野岳展望所	県	国有林	国有林・保安林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	×	×	×	○	
野岳トイレ	県	国有林	国有林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	
中央トイレ	県	国有林	国有林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	
駐車場	県	国有林	国有林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	
雲仙ロープウェイ	雲仙ロープウェイ 株	国有林	国有林	特別保護地区	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	○	
第二展望所	県	国有林	国有林・保安林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	○	浄化槽	○	×	無償
市道小浜仁田峠循環線	市	国有林・雲仙ゴルフ場 地主組合	国有林・保安林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	—	—	—	—	有償

仁田峠エリアの県有施設



■仁田峠エリアの県有施設

【仁田峠インフォメーションセンター】

施設概要

- 構造:鉄筋コンクリート造 2階建
- 延面積:224.92m²(1階 169.92 m²、2階 55.0 m²)
- 用途:1階 展示室(一部売店等に貸付),管理人室・2階 通路,倉庫
- 土地:国有林(有償)

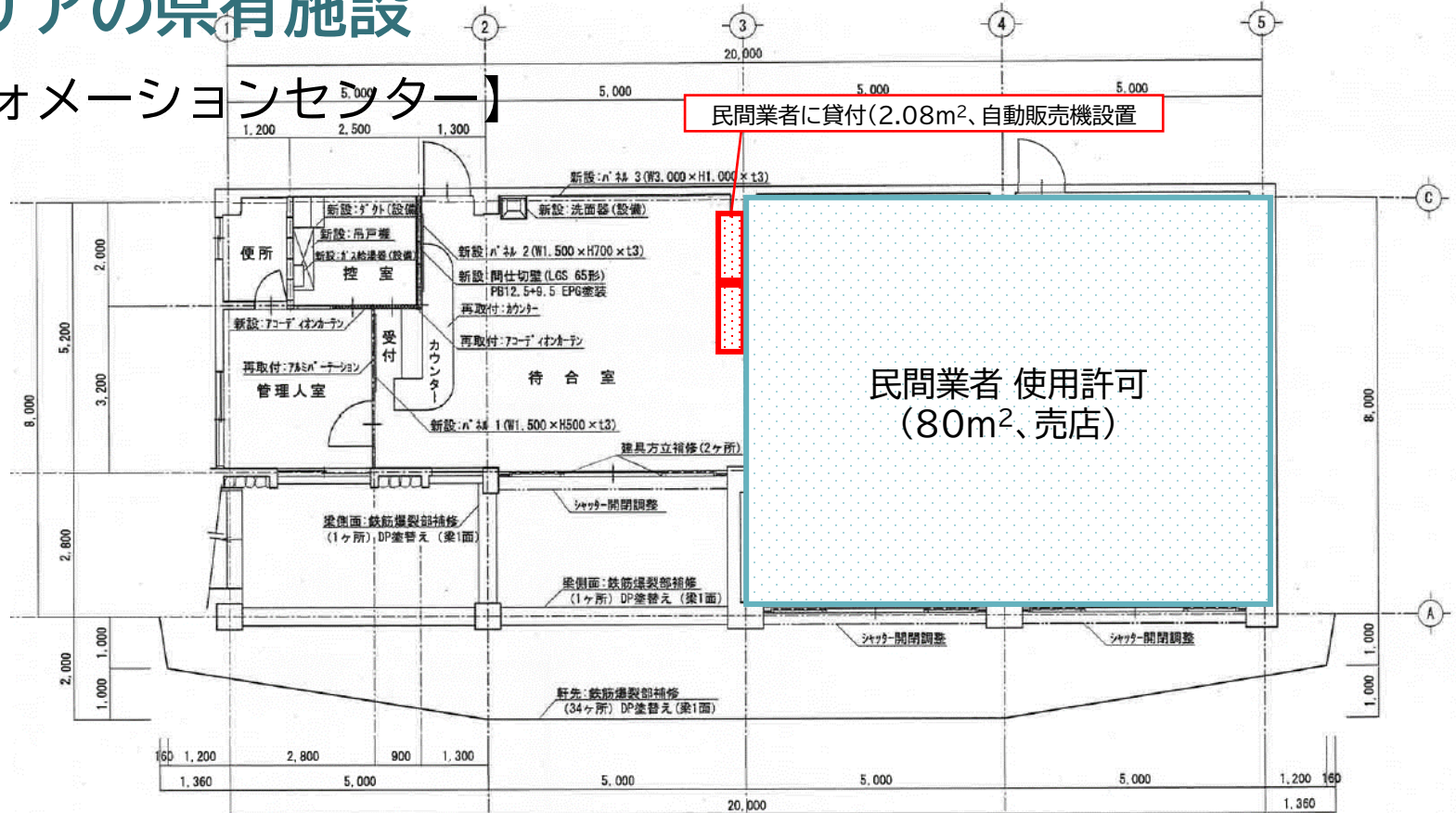
整備沿革

- 平成7年12月 新築(57,845千円)
- 平成24年2月 改修(3,570千円)→設備更新、間仕切撤去・設置等



仁田峠エリアの県有施設

【仁田峠インフォメーションセンター】



現在の状況

【展示スペース等(売店部分以外)】

- 以下業務を民間業者に業務委託
 - 雲仙・島原半島の観光紹介、交通情報の提供
 - 雲仙山系の自然情報の提供、自然公園利用者への普及啓発
 - 噴火時等の災害対応
- 受託者:雲仙仁田パークレスト株式会社
- 委託料:935千円(R5.4.1~R6.3.31)
- 数量:142.84m²

【売店等】

- 敷地内の2箇所を民間業者に使用させている(目的外使用許可)
- ①物品販売の売店設置
 - 数量:80m²
 - 相手方:雲仙仁田パークレスト株式会社
 - 使用料:315千円(R5.4.1~R6.3.31)
 - ②自動販売機
 - 数量:2.08m²(2台設置)
 - 相手方:雲仙仁田パークレスト株式会社
 - 使用料:年額177千円(R4.4.1~R7.3.31)

仁田峠エリアの県有施設

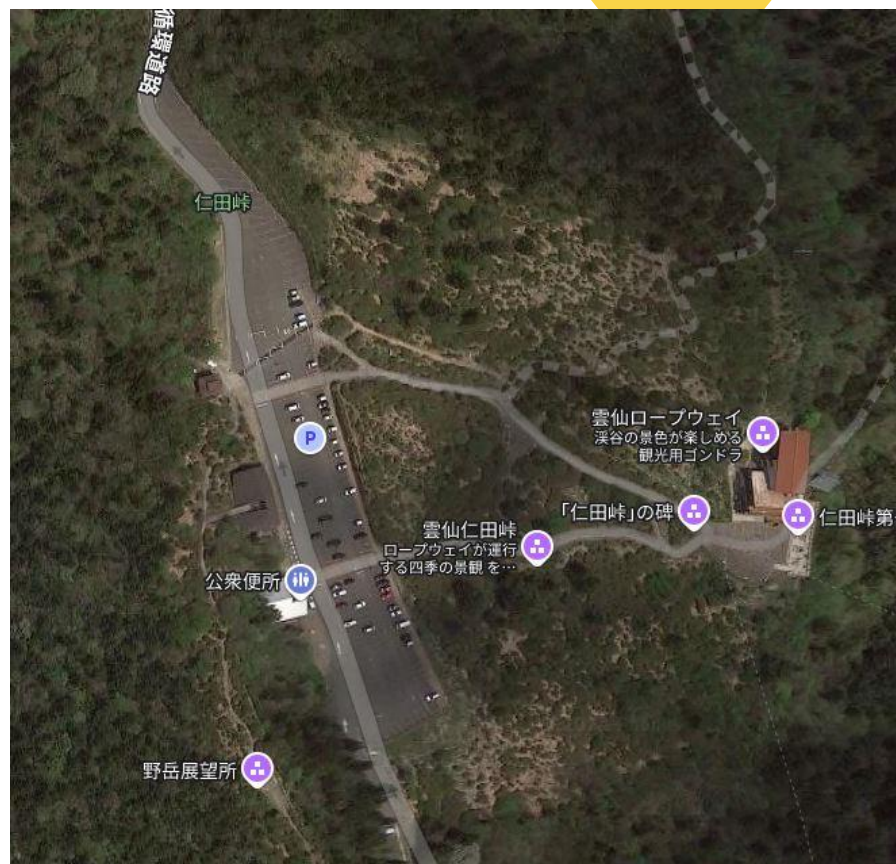
【駐車場】

施設概要

- 面積:7,350.5m²
- 土地:国有林(有償)
- 駐車台数:普通車181台、大型15台、中型9台
- 駐車料 :無料

整備沿革

- 昭和32年度 駐車場整備 A=4,100m²(当初整備)
- 昭和42年度 駐車場拡張 A=2,416m²(拡張面積)
- 平成08年度 駐車場拡張 A=7,350m²(現在の面積)



仁田峠エリアの県有施設

【第一展望所】

施設概要

- 面積:152.07m²
- 土地:国有林(有償)
- ベンチ、案内板など

整備沿革

- 平成4年度 整備(31,600千円)

【野岳展望所】

施設概要

- 面積:145.8m²
- 土地:国有林(有償)
- ベンチ、案内板など

整備沿革

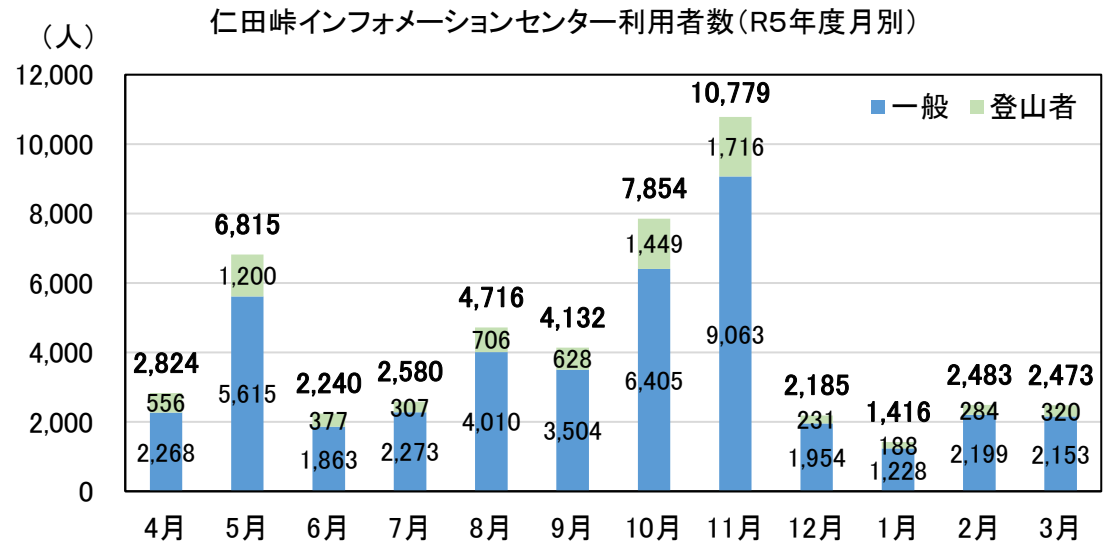
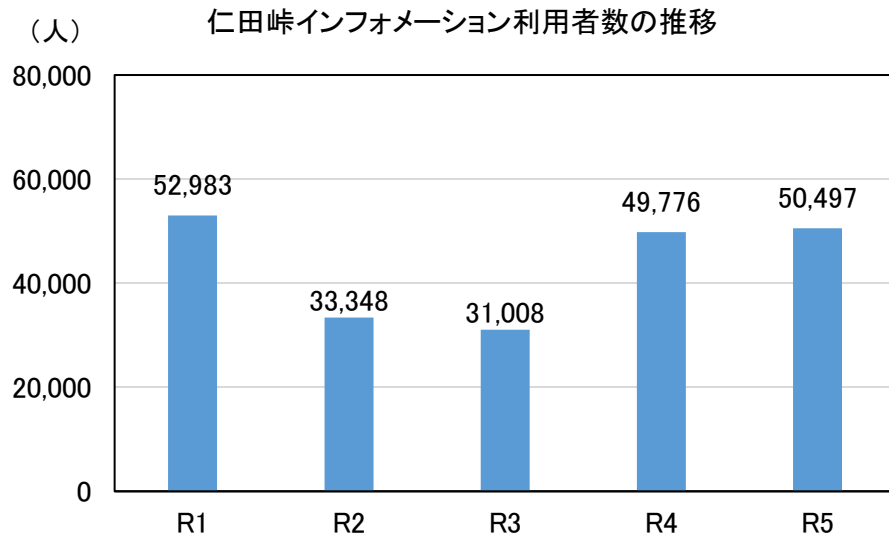
- 平成2年度 整備(15,000千円)
- 野岳線歩道整備の一部



仁田峠エリアについて

■仁田峠インフォメーションセンター利用者数

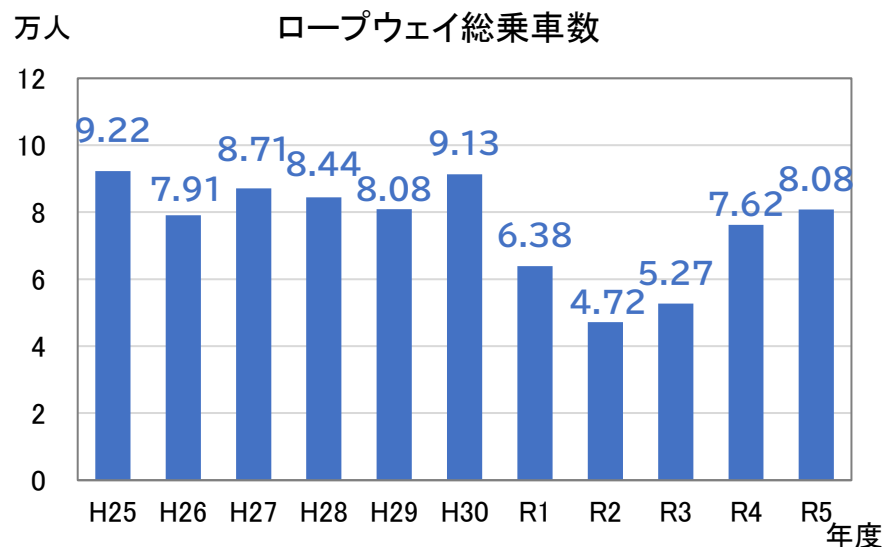
- ・仁田峠インフォメーションセンターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響でR2及びR3に大きく減少したものの、近年は回復し、年間約5万人が利用
- ・月別にみると、5月、10月、11月の利用者が多い傾向
- ・登山者の利用が概ね1～2割となっており、特に春、秋は利用者割合が増加する傾向



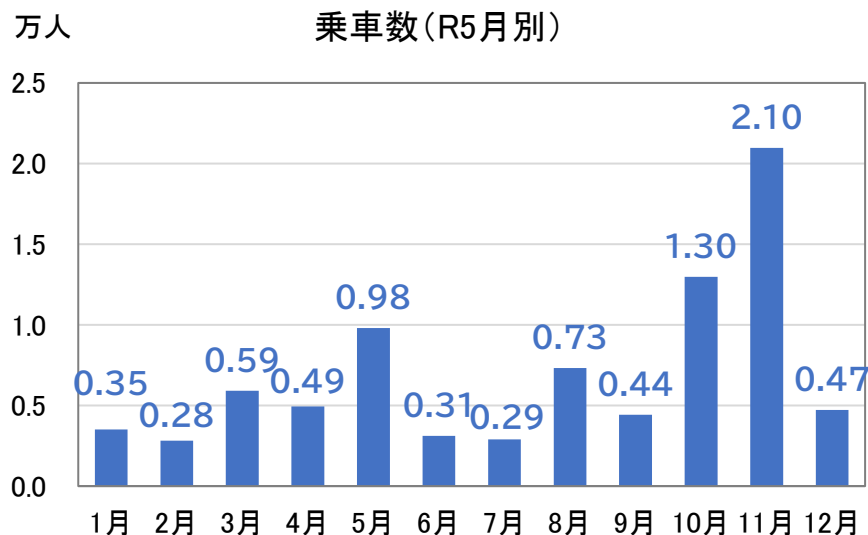
仁田峠エリアについて

■雲仙ロープウェイ利用者数

- ・民間事業者（雲仙ロープウェイ株）が運営しているロープウェイの利用者は、H25からH30年度まで概ね8～9万人で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響でR2及びR3に大きく減少したものの、近年は年間約8万人まで回復
- ・月別にみると、5月、10月、11月の利用者が多い傾向



※年度は8～7月
(例:令和5年度は令和5年8月～令和6年7月まで)



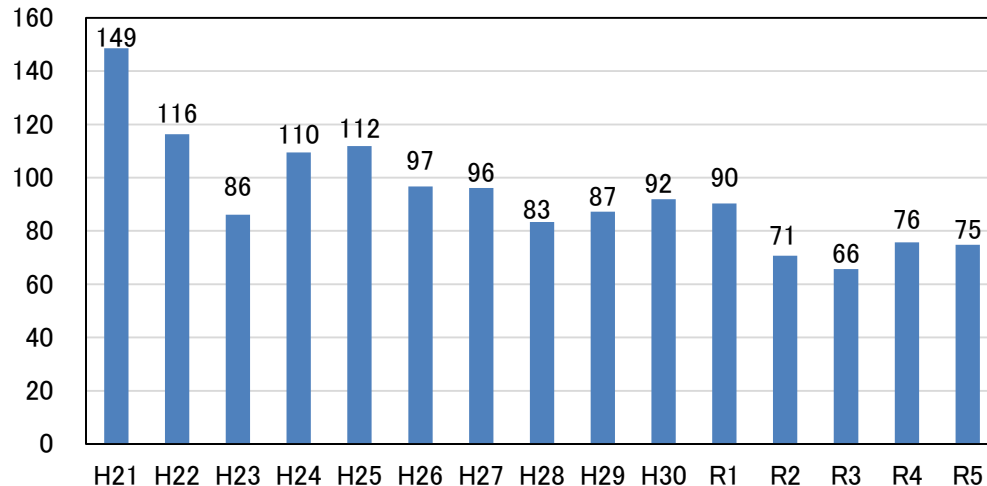
出典:雲仙ロープウェイ株資料

仁田峠エリアについて

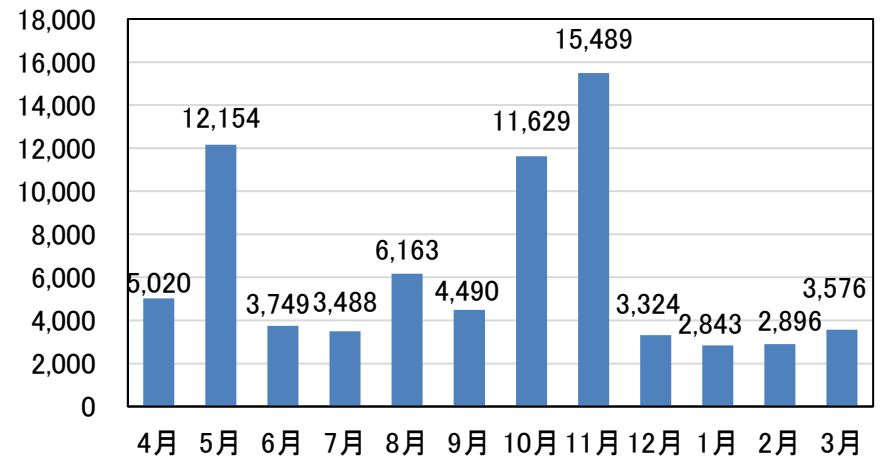
市道小浜仁田峠循環線通行台数

- 仁田峠エリアに自動車アクセスする際に必ず通行する必要がある市道小浜仁田峠循環線の通行台数は、長期的に減少傾向
- 近年の通行台数は約75千台/年
- 市道小浜仁田峠循環線は、環境保全協力金の収集を行っており、R5年は合計約670万円
- 濃霧や積雪・凍結などによりR5年は年間70回の通行止めが発生。**7月（濃霧）、12月、1月（積雪・凍結）が突出して多い。

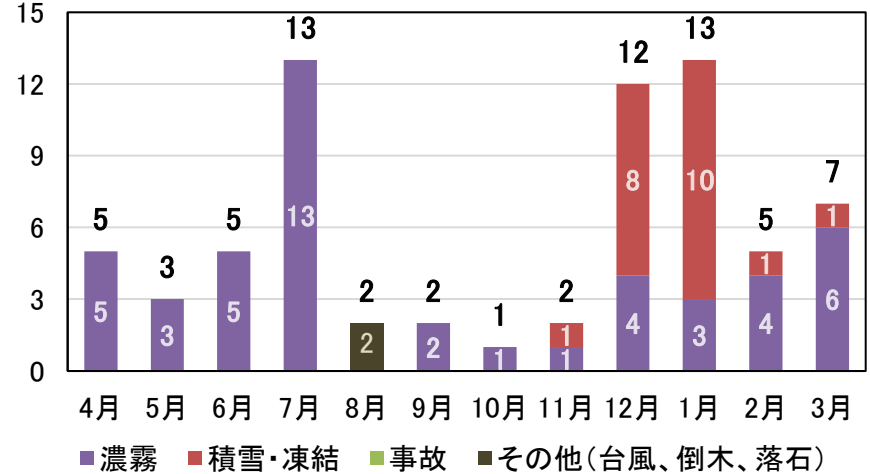
(千台) 市道小浜仁田峠循環線 通行台数状況



(台) 市道小浜仁田峠循環線 通行台数状況 (R5年度月別)



(回) 通行止状況 (R5年度)

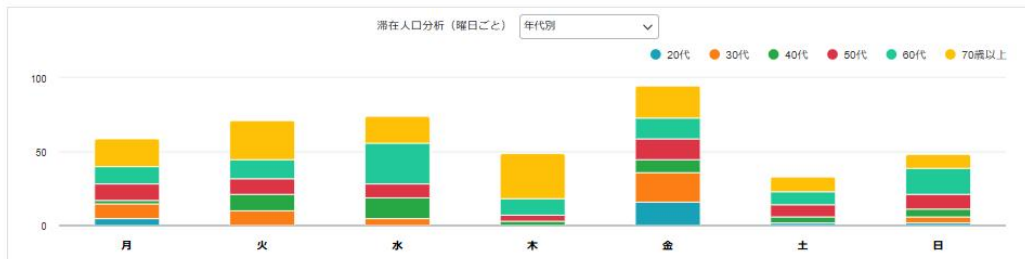
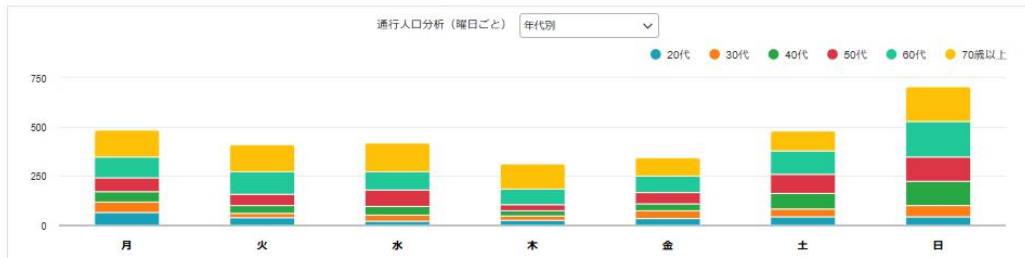
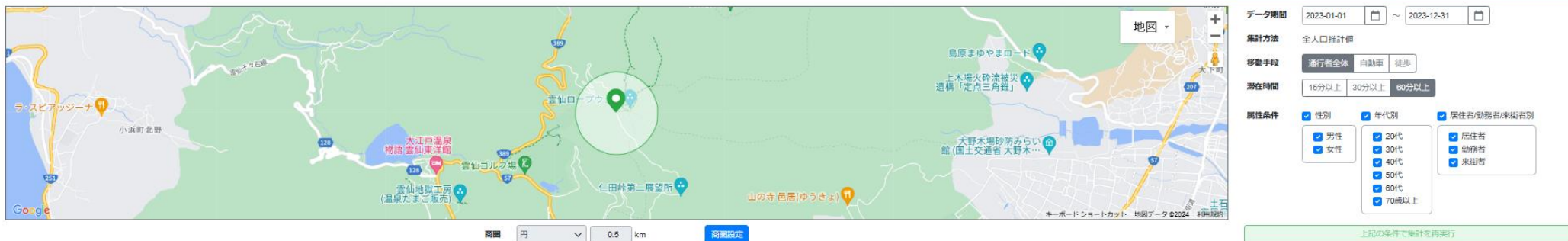


仁田峠エリアについて

■ 通行人口、滞在人口分析 (R5年1~12月)

- ・ 通行人口は5月、11月が多い一方、滞在人口は11月が突出して多い傾向にあり、年代別にみると若い世代が少ない傾向
- ・ 通行人口に対して滞在人口 (1時間以上) が少なく、すぐに通り過ぎる観光客が多い。
- ・ 日曜日が突出して多い一方、滞在人口は金曜日など平日が多い。 (最も高いピークは11/3(金)の祝日)

国内居住者・単点分析ダッシュボード エリア名: 仁田峠



※グラフが示す値は、GPS位置情報ビッグデータから独自に集計した推測値です。

田代原エリアについて

【概要】

年間利用者数2000人規模の野営場を中心とした自然度の高い利用拠点

【アクセス】

- ・雲仙温泉街から田代原まで行くための公共交通機関はない
- ・冬期間は施設は閉鎖

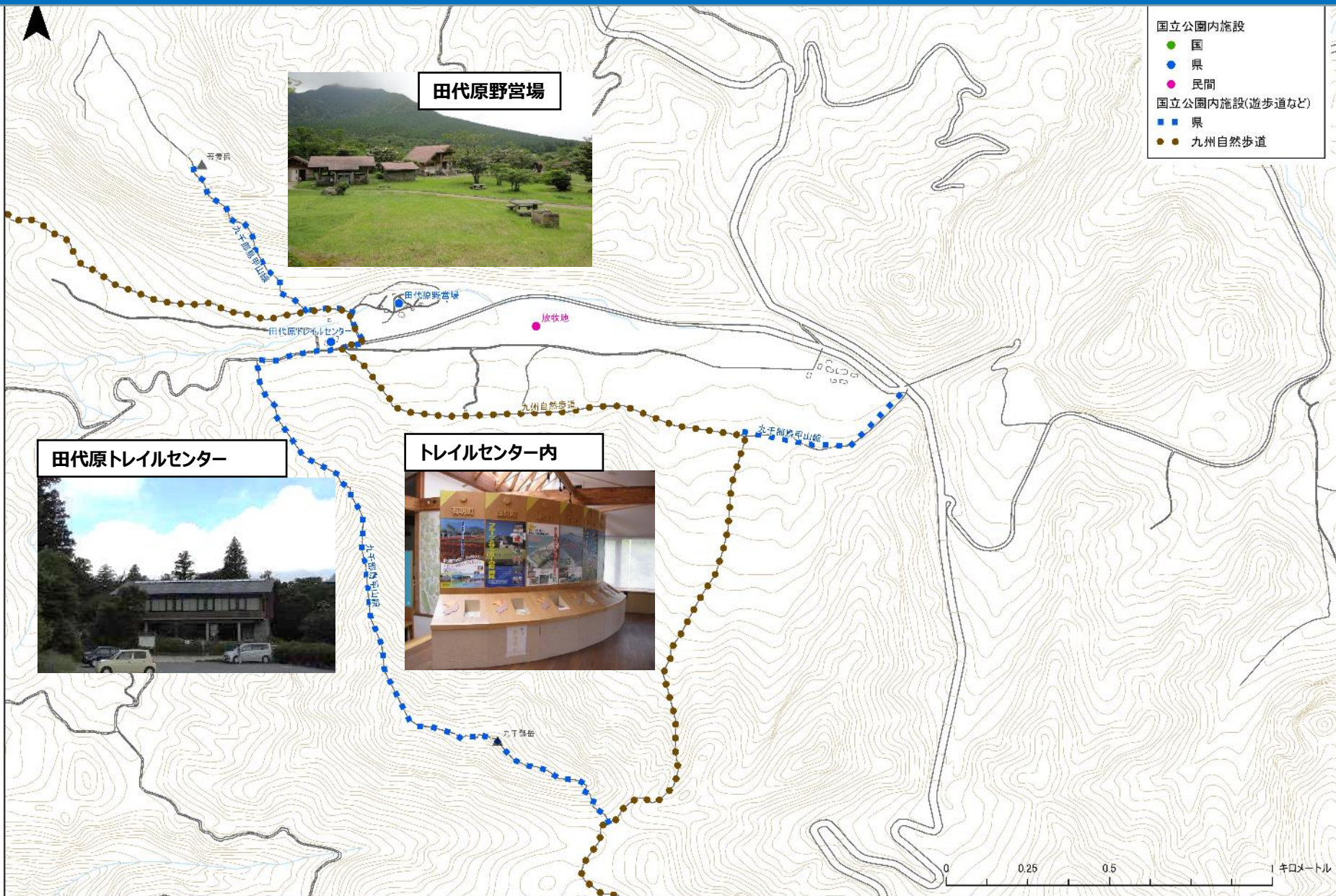
【土地所有・法規制・インフラ等】

青網掛けは県有施設

名称	管理	土地所有	法規制 森林法【図上判定】	法規制 自然公園法【図上判定】	法規制 文化財保護法【図上判定】	インフラ				借地料(年間)
						上水道	下水道	電気	通信環境	
田代原野営場	市(県の指定管理)	国有林	国有林	第2種特別地域	-	△	浄化槽	○	×	有償
田代原トレイルセンター	市(県の指定管理)	国有林	国有林	第2種特別地域	-	△	浄化槽	○	×	無償
放牧地	牧野組合	国有林	国有林	第2種特別地域	特別名勝温泉岳	-	-	-	-	有償

田代原エリアの県有施設

田代原の県有施設



■田代原エリアの県有施設

【田代原野営場・田代原トレイルセンター】

施設概要

- 場 所: 雲仙市千々石町田代原 (土地: 国有林)
 - 敷地面積: 約3.0ha
 - 開所期間: 野営場: 5~10月、トレイルセンター: 5~11月
- 【野営場】
- ・管理棟(木造2階建) 1棟、トイレ 4棟、炊事棟 3棟、
付属設備(受水槽、取水ポンピング井、浄化槽等) 1式、
テントサイト 15区画、芝生広場、駐車場など
- 【トレイルセンター】
- センター棟(木造平屋) 1棟、木道、木橋、身障者用駐車場など



整備沿革

- 当初整備 昭和45年~47年度
- 再整備 平成8年度~10年度
平成8~9年度 305,000千円(エコロジーキャンプ場整備)
平成10年度 269,000千円(トレイルセンター整備)
- その他 平成24年2月 トレイルセンター展示施設改修

現在の状況

- 指定管理施設(田代原野営場)として、雲仙市が指定管理。
期間は3年間(R6.4.1~R9.3.31)。県負担金や市支出金が発生。
- 九州自然歩道、牧野が隣接し、トレイルセンターでは、パネル展示で
周辺のジオサイトや動植物等を紹介している。
- その他、情報交換スペース、休憩・集合スペース、管理スペース、
トイレ等が整備されている。なお、駐車場は田代原野営場と共用。

トレイルセンター



田代原エリアの県有施設



田代原野営場

田代原トレイルセンター

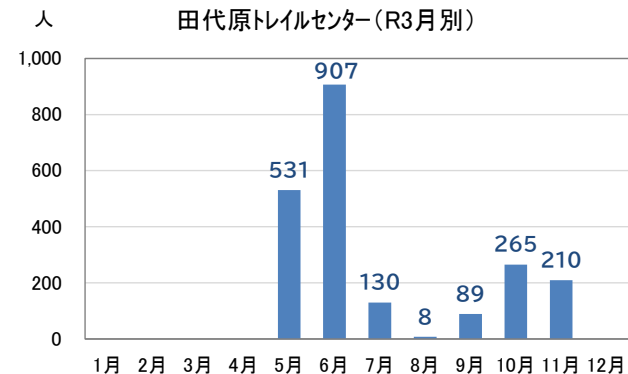
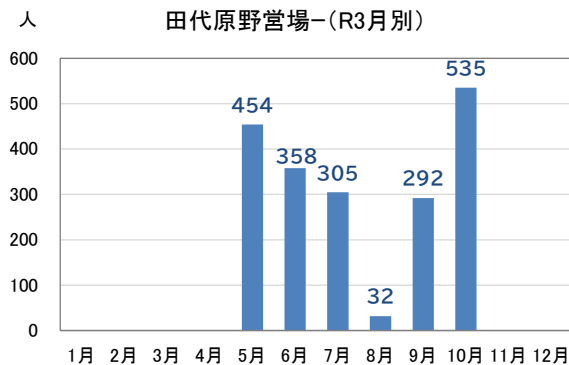
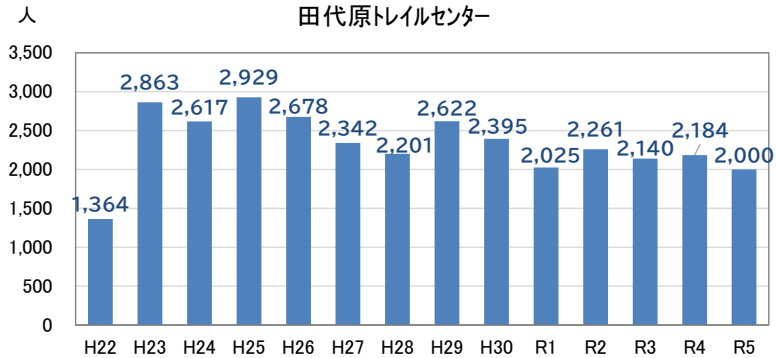
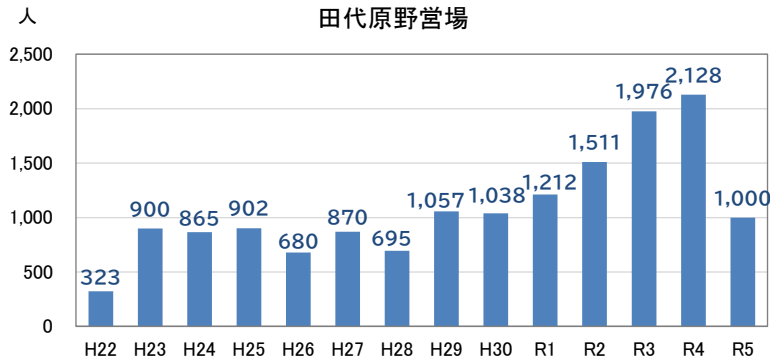
野営場



田代原エリアについて

■田代原野営場・田代原トレイルセンター利用者数

- ・田代原野営場は、近年増加傾向も見られ、多くの施設で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中でも利用が増加（ただしR5年は車の乗り入れを中止したため減少）
- ・田代原トレイルセンターは、長期的に減少傾向
- ・田代原野営場及び田代原野営場は、冬季に閉鎖するため、利用者は5月から10月に限定



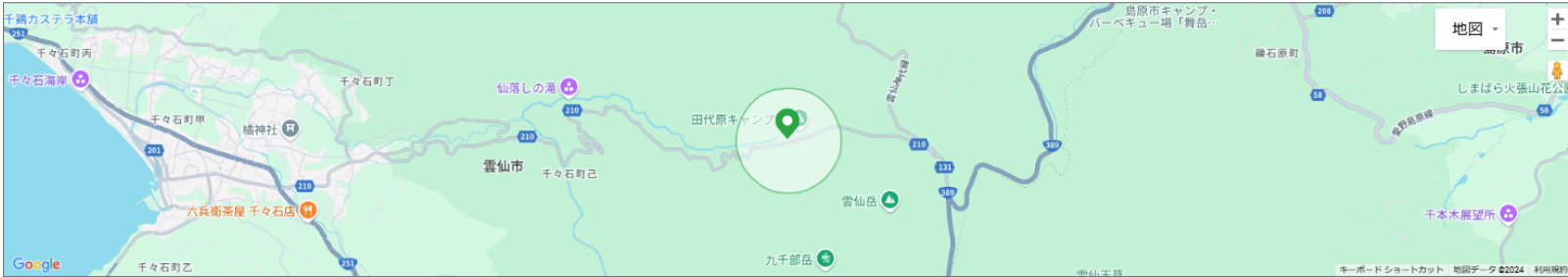
※H22は家畜伝染病で
8/27まで閉鎖

田代原エリアについて

■ 通行人口、滞在人口分析（R5年1～12月）

- ・ 通行人口、滞在人口ともには春、夏の時期に多い傾向にあり、特に滞在人口はキャンプ場が閉鎖している冬季にはほとんどみられない。
- ・ 通行人口、滞在人口（1時間以上）ともに土曜日、日曜日に多い傾向

国内居住者・単点分析ダッシュボード エリア名: 田代原



データ期間: 2023-01-01 ~ 2023-12-31

集計方法: 全人口推計値

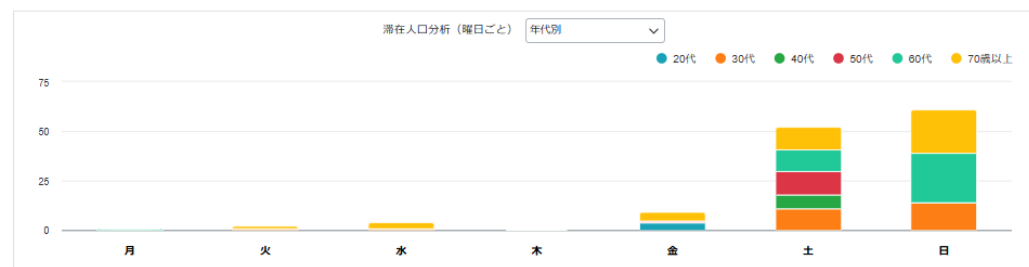
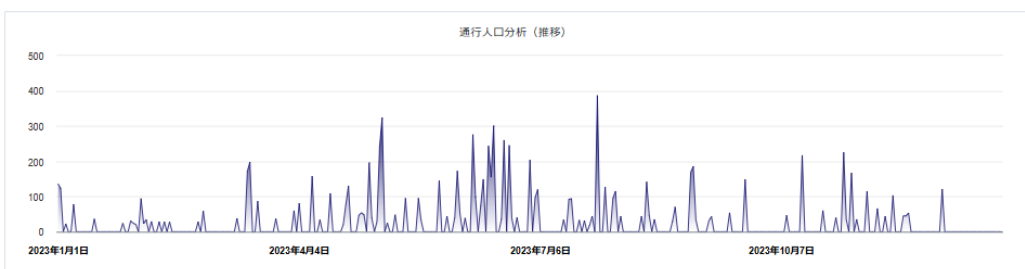
移動手段: 通行者全体 自動車 徒歩

滞在時間: 15分以上 30分以上 60分以上

属性条件: 性別 年代別 居住者/勤務者/来街者別

- 男性 20代 30代 40代 50代 60代 80代 70歳以上
- 居住者 勤務者 来街者

上記の条件で集計を再実行



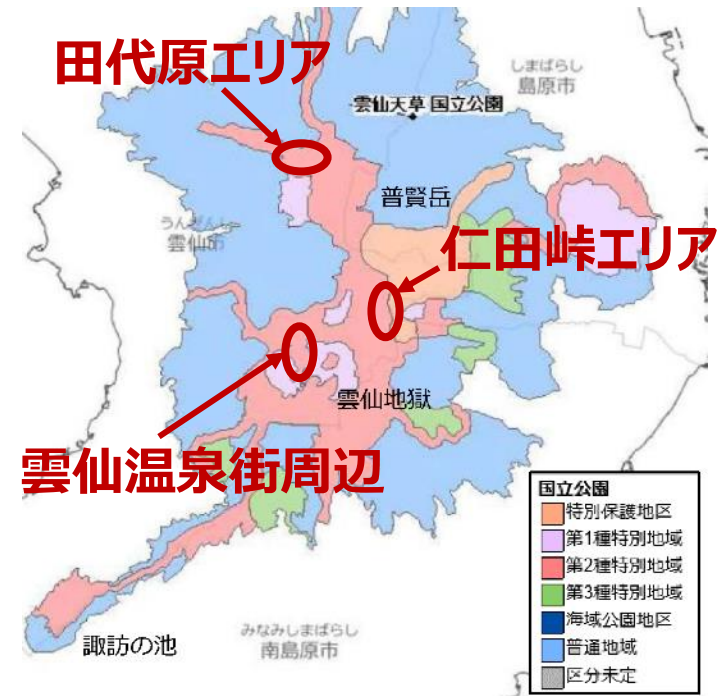
※グラフが示す値は、GPS位置情報ビッグデータから独自に集計した推測値です。

関係法令について

■自然公園法

- ・対象エリアはほとんどが第2種特別地域

特別地域	特別保護地区	公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力維持する必要のある地域
	第2種特別地域	良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域
	第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域であり通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	



関係法令について

■自然公園法

- ・特別地域においては建築や開発行為に対して許可基準が定められています

行為	許可の基準(抜粋・要点)[特別地域、特別保護地区]			
建築物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"> ○特別保護地区、第1種特別地域内等で行われるものでないこと(既存の建築物の改築又は学術研究その他公益上必要と認められる建築物等は除く) ○色彩及び形態が周囲の風致景観と著しく不調和でないこと。 ○高さ13m(分譲地内の建築物については10m)以下であること。 ○建ぺい率、容積率がそれぞれ次に示す割合以下であること。 			
		地種区分と敷地面積の区分	建ぺい率	容積率
		第2種特別地域：敷地面積500㎡未満	10%	20%
		第2種特別地域：敷地面積500㎡以上1,000㎡未満	15%	30%
		第2種特別地域：敷地面積1,000㎡以上	20%	40%
		第3種特別地域	20%	60%
	※その他山稜線を分断しないなど自然景観を保全するための制限がある。			
木竹の伐採	第1種特別地域においては、単木択伐法によること。 第2種特別地域においては、原則択伐法によること。 第3種特別地域においては、許可にあたって特に要件は定めていない。			
鉱物の掘採・土石の採取	露天掘りによる鉱物の掘採・土石の採取は原則認められない。			
屋外での土石その他指定物の集積・貯蔵	特別保護地区内で原則行われるものではないこと。 特別地域においては、廃棄物の集積・貯蔵は認められない。			
土地の形状変更	集団的に建築物を造成するためのヒナ段式敷地造成、ゴルフ場の造成及び廃棄物の埋立による土地の形状変更は認められない。			

関係法令について

■自然公園法

- ・ 今回対象の県有施設については、公園計画に基づく公園事業施設として認可を受けた施設で、制限が一部緩和等されています
Ex. 一律の高さや建ぺい率等の数値基準は適用除外、管理に必要な行為は不要許可
- ・ 別途「管理計画書」に定められた整備方針や意匠・デザインに関する規定が適用

事業の種類	管理計画書における公園事業取扱方針(抜粋)
■園地・共通	①基本方針 ア 地形、植生、展望塔の自然条件を生かした整備に努めること。 イ 風致景観を構成する重要な要素であるミヤマキリシマ群落地等では植生復元を図る。
■園地・雲仙温泉以外	②付帯施設 四阿、休憩所、公衆便所等の付帯施設のデザイン、色彩及び材料は次のとおりとする。 (ア) 屋根 ・ <u>形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配を持たせた屋根とすること。</u> ・屋根の勾配は10分の2以上とすること。 ・ <u>色彩は、茶褐色、赤褐色又は暗灰色とすること。</u> (イ) 外壁 ・ <u>材料および外観は、自然環境と調和したものであること。</u> ・ <u>色彩は、白色、クリーム色、灰色又は褐色とすること。</u>
■野営場・田代原	①基本方針 当野営場はエコロジーキャンプ整備事業として再整備されたものであり、環境保全型施設として適切な維持管理に努める。 ②付帯施設 管理棟、炊事棟、公衆便所等の付帯施設のデザイン、色彩及び材料は園地（雲仙温泉以外）と同様とすること。

関係法令について

■ 国有林野の管理経営に関する法律

- ・ 国有林野は、その用途・目的を妨げない限度において、貸し付けなどの方法により、下記に該当する場合は使用可能

国有林野の貸付け、売払い等【法第7条第1項】

- 一 公用、**公共用又は公益事業の用に供する**とき。
 - 二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法令により他人の土地を使用することができる事業の用に供するとき。
 - 三 第六条の二第一項の計画に従つて整備される**公衆の保健の用に供する施設の用に供する**とき。
 - 四 **放牧又は採草の用に供する**とき。
 - 五 その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は使用させる**面積が五ヘクタールを超えない**とき。
- ・ **国有林で民間事業者が貸し付けを受けて建物を建築するのは不可で、県が借地した土地を民間に使用許可を認めるなどの対応が必要**

【土地使用について】

- ・ 民間事業者が直接土地を借りて建物を建築することはできない。
- ・ 県が借りている土地の民間への使用許可を認める場合も、文化財・自然公園法・保安林関係の法的規制を全てクリアし、尚且つ、地域で調整・合意形成できていること、地域振興に寄与することが前提。
- ・ 上記クリアしたうえで、承認行為（県→国）が必要。

【管理運営について】

- ・ 県が借主であれば、指定管理・委託管理まではOK、転貸はNG（上記参照）。
- ・ 指定管理・委託管理を行う場合、民間が請け負うのであれば協議が必要。
- ・ 地域との調整・合意形成に努める必要がある。

関係法令について

■森林法

- ・保安林における立木の伐採や開発（土地の形質の変更）は、県知事の許可が必要です。

行為	保安林における制限【法第34条】
立木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事の許可が必要 <p>【許可要件】 伐採の方法が、指定施業要件（注）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと（間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要）</p> <p>（注）指定施業要件 保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められています。</p>
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県知事の許可が必要 <p>【許可要件】 保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと</p>

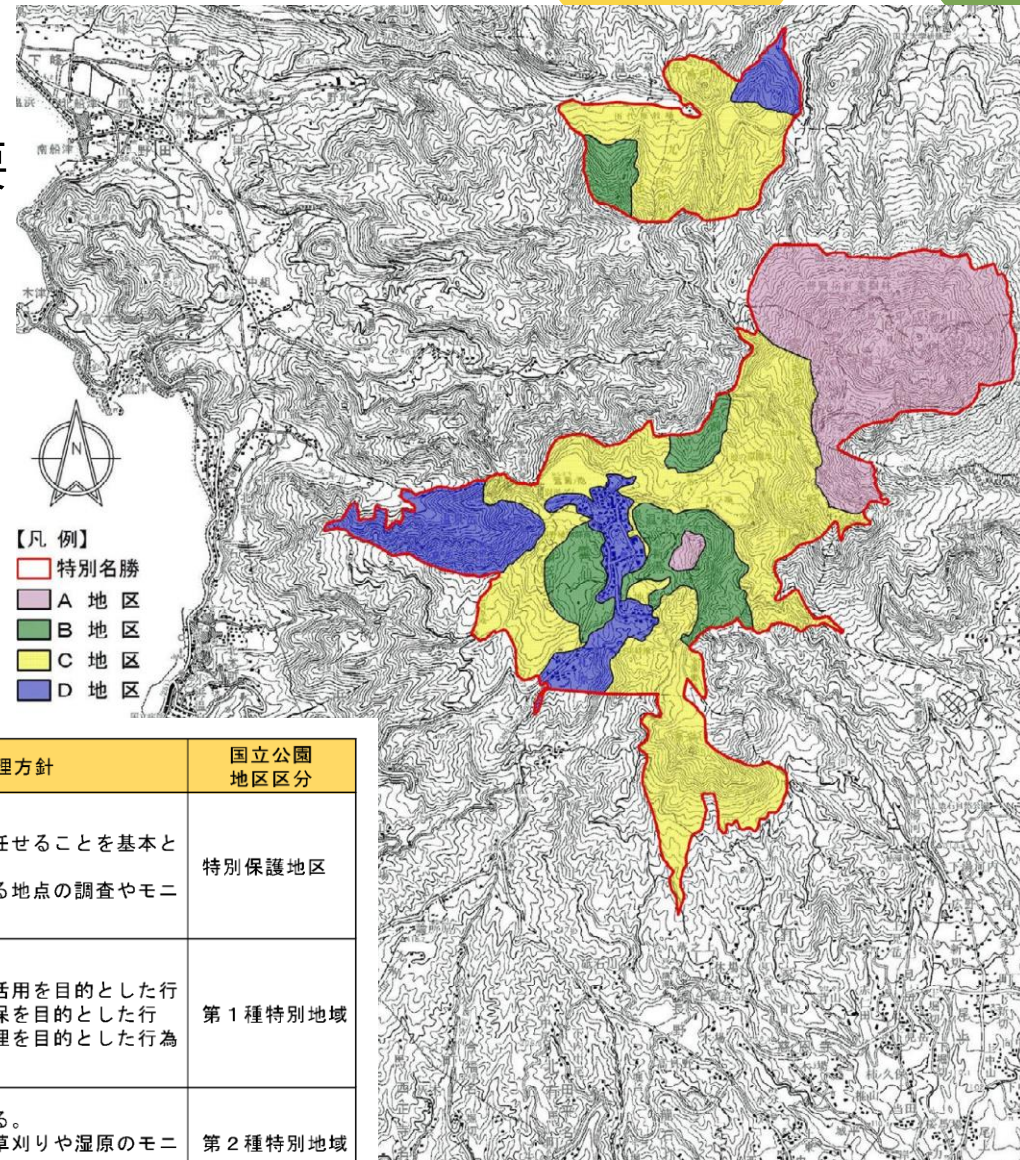
関係法令について

■特別名勝

- ・特別名勝温泉岳の現状変更手続きが必要

特別名勝温泉岳保存活用計画

活用の方法	整備の方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 妙見岳展望所 ・ 展望地点および学習・観光スポットとして活用する。 ● 仁田峠 ・ 展望地点および学習・観光スポットとして活用する。 ● 田代原 ・ キャンプ場として活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 便益施設、展示・公開施設 ・ 現状維持を基本とする。建替えに際しては、建物の規模、屋根勾配、色調等について国立公園の取扱い基準に則って対応する。 ● 妙見岳展望所 ・ 登山用歩道や解説板の維持管理を行う。 ● 仁田峠 ・ サインや解説板の維持管理を行う。 ● 田代原 ・ サインや解説板の維持管理を行う。



地区	概要	主な文化財（天然記念物）	保存管理方針	国立公園地区区分
A	普賢岳とその外輪山をなす妙見岳、国見岳、野岳からなる地域。溶岩ドームや典型的な溶岩円頂丘及び自然林が残る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普賢岳紅葉樹林 ・ 野岳イヌツゲ群落 ・ 平成新山 	厳密な保護を図る。 植生は自然の遷移に任せることを基本とする。 自然災害が懸念される地点の調査やモニタリング等は認める。	特別保護地区
B	九千部岳の北東斜面、矢岳、絹笠山、雲仙地獄からなる地域。落葉樹林や硫気孔周辺の自然林が残る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地獄地帯シロドウダン群落 	現状維持を図る。 文化財として適切な活用を目的とした行為、来訪者の安全確保を目的とした行為、国有林の維持管理を目的とした行為以外は原則認めない。	第1種特別地域
C	鳥甲山、九千部岳から田代原に連なる緩斜面および平坦地、妙見岳西山腹斜面、野岳山腹、高岩山山腹緩斜面からなる地域。湿原や貯水池が残る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原生沼沼野植物群落 ・ 池の原ミヤマキリシマ群落 	現状維持を基本とする。 植生維持のための下草刈りや湿原のモニタリングは認める。	第2種特別地域
D	舞岳と高岳の山腹にあたり、雲仙温泉街、小地獄、札の原などの集落、耕作地を含む。	—	現状維持を基本とする。 経年劣化による建造物の修理・改築・新築は、本来の機能を維持し、景観に配慮するよう努める。	第1種特別地域 第2種特別地域 普通地域